

特定非営利活動法人フードバンク岩手 会計規則

1. 会計は、公平、公正であること。
2. 当法人の目的に合致しているか、事業の期待している成果に結びつくかを判断し、かつ合理的であること。
3. 支出に当たっては、次の通りの承認を必要とする。

1 件につき	承認者
1 万円以下	会計責任者
1 万円超～5 万円以下	会計責任者と、理事長または副理事長または事務局長
5 万円超～10 万円以下	会計責任者と理事長と、副理事長または事務局長
10 万円超	理事会

4. 備品は、消耗品として経常し、資産計上しない。ただし収益事業の場合は、10 万円以上を資産計上する。
5. 1 件 10 万円以上は相見積を必要とする。
6. 月 1 回以上現金残高の確認を職員 2 名以上で実施すること。
7. ~~就業規則第 3 7 条にかかわらず毎年 3 月 26 日から 3 月 31 日までの賃金は、3 月 31 日に現金で支払う。なお 3 月 31 日支払いの給与からの社会保険料控除額、源泉徴収所得税額は、25 日締め切り分と 26～末日分の合計を対象に計算する。~~

附則

2015 年 5 月 13 日より実施

2016 年 5 月 23 日、4～7 を追加

2018 年 5 月 23 日、7 を削除